

令和7年度

事業計画

箕面市農業委員会

目 次

I. 農業・農業委員会系統組織をめぐる情勢	1
II. 事業計画	
1. 農業者と地域農業を支える活動の推進	1
2. 多様な担い手の育成支援	2
3. 一般社団法人箕面市農業公社との連携	3
4. 市民への農業に対する理解の促進	3
5. 委員会体制の整備と法令業務の適正執行	3
6. 農政への要望要請活動等	4

I. 農業・農業委員会系統組織をめぐる情勢

今後、高齢化や人口の減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、国は、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化に向けた取り組みを行ってきた。

その結果、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の改正により、本年3月に箕面市においても、地域の話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ農地中間管理機構を活用した農地の集約化を進めていく「地域計画及び目標地図」を市内全9地区において策定した。今後は当該計画の適正な運用に務めるとともに、計画変更、更新作業の際には、地域での再協議も必要となってくることから、引き続き農業委員会においては、地域の農業者との関わりを深め、地域の話し合いの良き相談役となることが求められている。

このような状況の中、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に関する活動を実施していく。

II. 事業計画

1. 農業者と地域農業を支える活動の推進

(1) 農業委員の地域活動推進と遊休農地解消・発生防止

- ① 農業委員の役割は、農業者が安心して農業が続けられる環境づくりに資することにあり、農業者の良き相談役、実行組合や水利組合などとのパイプ役となり、農業者や地域の抱える課題について適切に対応していく。
- ② 農家相談により、不安や悩み・SOS信号を早期に把握して、農地の遊休化の未然防止に対応していく。
- ③ 農地パトロールの月2回定例実施を継続し、農地の遊休化の早期発見と早期対応を行っていく。
- ④ 総会において、農業委員による各地区状況報告を実施し、情報を共有しながら、地区課題について委員会として対応していく。
- ⑤ 農地パトロールにおける課題や市域全体にかかわる共通課題は、農地利用最適化推進委員会において、課題解消に向けて対応していく。

(2) 相続農地への対応

- ① 令和 6 年 4 月より相続登記が義務化されたことから、「農地の相続」について、農地所有者に対し、周知に努めていく。
- ② 農地が相続後も未登記のまま放置され、真正な農地所有者が確定できなければ農地の賃貸借等もできないため、引き続き相続登記を指導していく。
- ③ 相続人において管理が困難で相続放棄となる場合があり、相続放棄は農地の遊休化、周辺農業への悪影響が懸念されるため、貸借による農地保全など助言・提案を進めていく。

(3) 地域営農環境の改善への取組み

箕面市鳥獣被害防止対策協議会への参画を通じて、引き続き地元農業者の要望を受け止め、捕獲と防除の両面から獣害対策を講じていく。

2. 多様な担い手の育成支援

(1) 利用権設定による担い手への農地集積と販路支援

- ① 担い手への農地集積
「大阪府みどり公社」による中間管理事業で担い手を支援していく。
- ② 担い手への販売先支援
箕面市や JA 等と連携して、学校給食や朝市への出荷を案内するなど販路支援をしていく。

(2) 認定農業者等の育成

- ① 認定農業者の育成
地域の中心となる担い手として国版認定農業者や認定新規就農者、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づく大阪版認定農業者の育成を箕面市と連携して実施していく。
- ② 新規就農の育成
新規就農者が安心して就農定着するため、面談等を通じて、農地斡旋や販路支援、地域の水利等慣行調整など、地域農業者とともに支援していく。

(3) 観光、体験、レジャーなど都市農業ニーズへの対応

農地保全や都市住民参画型農園として、市民農園や体験農園の開設等を希望する農業者に対して、指導助言していく。

3. 一般社団法人箕面市農業公社との連携

農地所有者が耕作を行うことが困難と判断される場合は、農業公社への集積による遊休農地の再生につなげ、農地保全を推進する。また、農業公社の人材育成や農地管理を支援する。

4. 市民への農業に対する理解の促進

(1) 学校給食への地元産活用の推進

箕面市が「学校給食での箕面産野菜の活用」を推進しているため、農業者に積極的な参入を勧めていく。

(2) 「農業・農地の果たす役割」に対する市民理解の促進

都市農業の発展には、市民が農・食への関心を高めてもらうことが重要であるため、都市における農空間の役割に対する市民理解を醸成していく場となる農業祭を支援していく。

5. 委員会体制の整備と法令業務の適正執行

(1) 農業委員体制の強化

研修等へ参加し、農業者等からの信頼に応えられるよう業務遂行能力を高め、体制強化を図っていく。

(2) 法令業務の適正推進

- ① 農地法第3条、第4条、第5条（農地の売買、貸借、転用関係）など法令業務を適正に執行する。
- ② 無秩序な農地の転用を防ぎ、優良農地の確保・有効利用を図るため、無断

転用の防止・是正を目的とした農地関係法令遵守のPR活動を行う。

(3) 農業委員会活動の「見える化」

- ① 「農業委員会の適正な事務実施について」（農林水産省）等を踏まえ、事業計画の策定と公表、総会議事録の公表など委員会活動の透明性の確保に努める。
- ② 農地パトロールや農業者からの相談など、農業委員の活動を記録する。

6. 農政への要望要請活動等

(1) 都市農業振興施策の実現に向けた対応

都市農業存続の基盤となる都市農地の保全・営農支援策、農地の活用と継承に向けた対応が具現化するよう、大阪府農業会議を通じて、国に要望、要請する。

(2) 経営所得安定対策等への対応

米の生産調整の廃止など「経営所得安定対策」の見直し及び収入保険制度の導入を踏まえ、箕面市地域農業再生協議会に引き続き参画して、大阪府、JAグループと連携して、国等へ要望、要請する。

(3) 農業者年金制度の普及・定着への対応

農業者年金制度は、農業者の老後の生活安定を図り、また掛け金全額が社会保険料控除となることから、担い手経営安定対策の一つとして位置づけられるため、引き続き制度の普及・定着に取り組む。